

公的関与が必要な森林の対象範囲（案）

区 分	定 義	基 準	面積
ア.条件不利人工林 (民間私有林)	林業経営に適さない人工林 (民間私有林)	・傾斜 25度以上 ・林地生産力 5 m ³ /ha・年未満 ・基幹路網からの距離 300m以上	62千ha
イ.広葉樹林 (里山、ブナ林等)	放置された旧薪炭林等	・過密度(収量比数)Ry0.8以上	37千ha
ウ.集落管理人工林	・生産森林組合 ・記名共有林 ・財産区有林	・人工林の全て※	10千ha
エ.条件不利人工林 (公有林等)	林業経営に適さない人工林 (・県・市町村営林(公有林) ・公社分収林(私有林))	・傾斜 25度以上 ・林地生産力 5 m ³ /ha・年未満 ・基幹路網からの距離 300m以上	9千ha
合 計			118千ha

※集落管理の森林及び公有林等における広葉樹林は、「イ.広葉樹林(里山、ブナ林等)」に区分

